

令和6年（ワ）第3728号

「明日を生きるための若者気候訴訟」二酸化炭素排出削減請求事件

原告 [REDACTED] 外15名

被告 株式会社 JERA 外9名

原告ら第5準備書面 (求釈明にかかる被告らの回答について)

令和7年5月21日

名古屋地方裁判所民事第6部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人 原 田 彰 好

同 浅 岡 美 恵

同 小 島 寛 司

(押印省略)

1 原告らは、原告ら第2準備書面において、各被告のCO₂排出量についての原告の主張を整理すると共に、被告らに釈明を求めた。

これに対し、被告らはいずれも回答を拒否した（被告JERA準備書面（2）二、被告電力8社第3準備書面、被告神戸製鋼準備書面（3））。

しかし、原告らの求釈明は、被告らの販売電力に係る2019年度のCO₂排出量について、また、被告らの排出削減目標の基準である2013年度の販売電力にかかるCO₂排出量についての開示を求めるものである。これらは、いずれも被告らが保有している情報であり、前者は本訴訟の請求の趣旨及びその基礎に係るもの、後者は被告らの2030年度及び2035年度の削減目標の実情を明らかにし、その妥当性を評価するための基礎となるものであるが、これらの情報が開示されなければ、被告らの目標の妥当性も検証できない。

第1回期日において本案前答弁のみをした被告らに対して、裁判所が本案についての認否を求め、被告らから提出された第1準備書面ないし準備書面（1）における被告ら

の認否ないし被告らからの具体的主張が不十分であったことから、原告らにおいて、被告ら及び政府によって公表された客観的資料に基づき、可能な限りこれらの数字を整理し、本件訴訟の請求の基礎をなす客観的事実を明確にするため、被告らに釈明を求めたものである。被告らは、統合報告書などで気候変動対策に積極的に取り組んでいることを標榜しているが、公表されたデータからは、その結論として出されている数字の根拠が明らかでないため、釈明を求めるものである。日本のCO₂排出量の4割を占める電力事業者の代表的な存在である被告らの、本訴においても回答を拒否する姿勢は、気候変動対策における姿勢を疑わせるものといわざるを得ない。

2 被告JERAは、原告らが2030年度CO₂排出量そのものの削減目標の策定の有無を問うていることは明らかであるにも関わらず、「原告らが述べる「具体的に策定している」ことがいかなる内容を指すのか明らかではない」などとして、「排出原単位」（活動量あたりの温室効果ガス排出量）にかかる目標を掲げていることのみを主張し、「2030年度のCO₂排出量（そのもの）についての目標を策定しているか」という質問には正面から答えていない。

また、被告電力8社は、被告ら8社は、「第1準備書面において、2019年度のCO₂出量、被告ら8社のCO₂排出削減目標（2013年度のCO₂排出量（又は温室効果ガス排出量）はCO₂削減目標の中で言及している）を主張しているのであって、被告ら8社の主張に何ら不足する点はない。」などとして、連結子会社及び持分法適用会社の排出量も明らかにしようとしない。

しかし、実際に、被告JERAは共同火力については出資比率ベースでグループ会社の排出を含めて算出している（乙5・84～85頁、※11参照）し、被告電力8社も、2030年度目標については、基本的にグループ企業も含めたCO₂排出量の削減を記載している（被告電力8社第1準備書面・40頁以下）。

他方で、被告電力8社は、2030年度目標に関して同書面において「以下のCO₂排出削減目標中の「グループ企業」は、グループ企業の一部を指す場合を含む。」（同40頁）などと記載して、グループ会社企業についてどこまでを含み、どのように計算しているのか、明らかにしようとしていない。

被告関西電力及び被告九州電力などは、2030年の削減目標にスコープ3の排出量を含むとするが、その具体的内容を明らかにしていない。

従って、原告らは、被告らに対し、あらためて原告ら第2準備書面における求釈明への回答を求めると共に、裁判所から被告らに対する求釈明を求める。

以上